

就学にかかる援助制度

就学援助費

教育委員会では、経済的な理由により就学が困難な保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、「就学援助費受給申請書」により申請することができますので、学校まで提出してください。

なお、年度当初(4月)には全児童に用紙の配布を行っています。また、前年度受給された方でも、今年度も受給を希望される場合は、**新たに申請が必要**です。

1.援助を受けられる方の範囲

- ①生活保護法に基づく保護の停止または廃止された方（本年度または前年度）
- ②上記以外で前年度中の世帯（同居家族）全員の収入額または所得額の合計が認定基準額以下の方

2.援助を受けられる費用

- ①学用品費・通学用品費・校外活動費・給食費・入学準備金・林間臨海学校費・修学旅行費。
- ②学校から治療の指示を受けた学校病（虫歯・トラコーマ・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・はくせん・かいせん・のうかしん・寄生虫病）。
※ 受診に当っては、必ず月ごと事前に学校または守口市教育委員会学校教育課へ届出し、医療券を受け取ってから、健康保険証及び子ども医療証等と共に医療機関に提出することが必要です。

なお、就学援助の認否が決定されるまでは、守口市教育委員会学校教育課へ、世帯の前年度の収入額あるいは所得額のわかる書類（源泉徴収票または申告書の控え等）を持参することにより、医療券を発行してもらうことができます。

3.申請方法及び提出期限

- ①申請方法……申請書に必要事項を記入・押印し、保護者が児童・生徒の在学する学校へ提出します。小・中学校の両方に在学している場合は、申請書をどちらかの学校へ世帯あたり1部提出していただければ結構です。
- ②申請者(保護者)は、収入・所得の有無にかかわらず、世帯全員の前年度中の収入・所得がわかるように、市・府民税の申告を済ませておくことが必要です。
- ③申請する年度直前の1月2日以降に守口市に転入された場合は、前住所地で最新の所得証明書を取り、期日までに守口市教育委員会へ提出してください。（この場合は申請書のみ、先に下記の提出日までに提出していただきます。）
なお、最新の所得証明書は、市により若干の相違はありますが、6月中旬頃発行されます。
- ④申請書提出期限の第1回目は、例年5月末日です。この期限までに提出され、認定された場合の認定月は4月となります。

※6月以降も申請はできますが、認定月は受付月となります。ただし、受付は申請年度の翌年2月末日までです。（平成27年度分の申請であれば、平成28年2月末日までの受付となります。）

※8月1日以降の申請は、申請年度の所得証明書（前年度中の収入・所得の証明書）を添付して提出することになります。

④その他、特別な事情のある場合は、下記の問い合わせ先へ相談をすることができます。

4.就学援助費の認定等の結果について

申請書及び収入額・所得額の審査を行い、認否を決定して、保護者に郵送で通知されます。

5.支給方法

①年3回に分け、9月初旬・12月初旬・3月中旬に支給予定です。

②就学援助費のうち、2・3学期分の給食費は、教育委員会より直接、守口市給食協会に振り込まれます。（2学期以降、学校での給食費の徴収はありません。）

③給食費以外は、保護者名義の銀行預金口座に振り込まれますが、学校徴収金の未納者は校長口座への振込となります。

6.その他

①就学援助費を受給されているにもかかわらず、学校徴収金に未納が生じた時は、振込先を学校長口座に変更させていただきますので、委任状欄に承認・同意の旨の記入・押印が必要です。

なお、委任状に記入・押印なく学校徴収金が未納となっている時は、振込を遅らせるなど、場合によっては援助の打ち切りも検討されます。

②認否決定に伴う収入・所得額確認のため担当職員が本市課税台帳を閲覧します。

③就学援助が認定された人で、転居や振込口座・世帯構成等に変更のある場合等は、必ず連絡が必要です。



問い合わせ先

守口市京阪本通2丁目2番5号

守口市教育委員会 学校教育課 学事係

電話 06-6995-3155